居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 Flower
法人 所在地	石川県白山市田中町 123 番地 10
法 人 種 別	社会福祉法人
代表者 氏名	理事長 高畠 樹
電話番号	0 7 6-2 7 5-7 0 0 7

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。 その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居 宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むこと が出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	サンケア米丸店
所 在 地	石川県金沢市入江3丁目160番地2
電 話 番 号	076-220-7503 (不在時には管理者携帯へ転送)
介護保険指定番号	第 1770106795 号
サービス提供地域	金沢市、野々市市

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事 業 所 名	事業者指定番号
地域密着型通所介護	サンケア入江	1790101172
介護予防型通所サービス	サンケア入江	1790101172
(介護予防) 短期入所生活介護	サンケア入江	1770106795

(3)職員体制 (令和7年10月1日現在)

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤兼務	事業所の運営および業務全般の管理	1
主任介護支援専門員	常勤兼務	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1
主任介護支援専門員	常勤専従	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2
介護支援専門員	常勤専従	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2
介護支援専門員	非常勤専従	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1

(4)勤務体制

平日	午前9時~午後6時
(月)~(金)	原則として、土・日・祝日および 12 月 30 日~1 月 3 日を除く

事業所電話番号及び担当介護支援専門員携帯電話にて 24 時間体制にて受付 します。

緊急連絡先

(管理者携帯電話: 080-4149-4374 は24 時間対応可能です。)また、ターミナルケアマネジメント加算の算定においては、必要に応じて居宅介護支援を行います。

(5)居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	居宅サービス計画ガイドライン方式を使用する。厚生労働省の課題分析標準項目に準じて利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族と面接し、解決すべき課題を把握(アセスメント)する。
居宅サービス計画 原案の作成	アセスメントの結果に基づき、提供されるサービスの目標、達成時期、 サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原 案を作成する。 訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する 場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求める。
サービス担当者会議の 開催	事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
居宅サービス計画 の 説明・同意・交付	利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により同意を得て、当該計画を交付する。
実施状況の把握	居宅サービス計画作成後、少なくとも月に 1 回利用者の居宅を訪問し、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて当該計画を変更する。また、状態が安定しケアプランの変更が想定されない等の場合は利用者の同意を得て、テレビ電話などを活用したモニタリングを実施し、少なくとも 2 ヶ月に 1 回は居宅訪問し当該計画の実施状況の把握を行います。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

(6)利用料金及び居宅介護支援費(金沢市7級地 1単位あたり10.21円)

居宅介護支援費	介護支援専門員1人あたりの担	要介護 1・2	1,086 単位(11,088 円)
(I-i)	当件数が1~45件未満	要介護 3・4・5	1,411 単位(14,406 円)
居宅介護支援費	介護支援専門員1人あたりの担	要介護 1・2	544 単位(5, 554 円)
(I – ii)	当件数が 45 以上~60 件未満	要介護 3・4・5	704 単位(7, 187 円)
居宅介護支援費	介護支援専門員1人あたりの担	要介護 1・2	326 単位(3, 328 円)
(I -iii)	当件数が 60 件以上	要介護 3・4・5	422 単位(4, 308 円)
居宅介護支援費	介護支援専門員1人あたりの担	要介護 1・2	1,086 単位(11,088 円)
(II-i)	当件数が 1~50 件未満	要介護 3・4・5	1,411位(14,406円)
居宅介護支援費	介護支援専門員1人あたりの担	要介護 1・2	527 単位(5, 380 円)
(II – ii)	当件数が 50 件~60 件未満	要介護 3・4・5	683 単位(6, 973 円)
居宅介護支援費	介護支援専門員1人あたりの担	要介護 1・2	316 単位(3, 226 円)
(II – iii)	当件数が 60 件以上	要介護 3・4・5	410 単位(4, 186 円)

(7)減算について

特定事業所	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等(指定訪問	1月につき
集中減算	介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉	200 単位減算
	用具貸与)	(2,042円)
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合	基本単位数の
	運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	50%に減算
高齢者虐待防	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられて	基本単位数の
止措置未実施	いない場合	99%に減算
業務継続計画	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービ	基本単位数の
未策定減算	スの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早	99%に減算
	期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当	
	該業務継続計画に従い必要な措置を講じられていない場合	
同一建物減算	事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建	基本単位数の
	物又は同一の建物に居住する利用者、指定居宅介護支援事業	95%に減算
	所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居	
	住する建物に居住する利用者	

(8)特定事業所加算

	行足事業所加算 章定要件	加算 I	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算 A
-	予 比安计				= :
		(519 単位:	(421 単位:	(323 単位:	(114 単位:
	***	5,298 円)	4,298 円)	3,297 円)	1,163 円)
1	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配	2名	1名	1名	1名
	置していること	以上	以上	以上	以上
2	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置し	3名	3名	2名	常勤・非常勤
	ていること	以上	以上	以上	各1名以上
3	利用者に関する情報又はサービス提供に 当たっての留意事項に係る伝達事項等を 目的とした会議を定期的に開催すること	0	0	0	0
4	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に 応じて利用者等の相談に対応する体制を 確保していること	0	0	0	○ 連携でも可
5	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3〜要介護5である者が4割以上であること	0			
6	介護支援専門員に対し計画的に研修を実 施していること	0	0	0	○ 連携でも可
7	地域包括支援センターから支援困難な事 例を紹介された場合においても居宅介護 支援を提供していること	0	0	0	0
8	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	0	0	0	0
9	特定事業所集中減算の適用を受けていな いこと	0	0	0	0
10	介護支援専門員1人あたりの利用者の平 均件数が45名未満であること	0	0	0	0
11)	介護支援専門員実務研修における科目等 に協力または協力体制を確保しているこ と	0	0	0	○ 連携でも可

12	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している事	0	0	0	○ 連携でも可
13)	必要に応じて、多様な主体等が提供する 生活支援のサービス(インフォーマルサ ービスを含む)が包括的に提供されるよ うな居宅サービス計画書を作成している こと	0	0	0	0

(9) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる居宅サービス計画を作成した場合	300 単位 (3,063 円)
特定事業所医療介護連携加算	・前々年度の三月から前年度の二月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること ・前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケア加算を5回以上算定している事 ・特定事業所加算(I)(Ⅲ)(Ⅲ)のいずれかを算定している事	125 単位 (1, 276 円)
入院時情報連携 加算(I)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療 所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位 (2,552 円)
入院時情報連携 加算(II)	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該 病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場 合	200 単位 (2,042 円)
イ) 退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受 けていること	450 単位 (4, 594 円)
口) 退院·退所加算 (I) 口	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けているこ と	600 単位 (6, 126 円)
ハ) 退院・退所加算 (Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受 けていること	600 単位 (6, 126 円)
二)退院·退所加算 (II)口	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレ ンスによること	750 単位 (7,657 円)
ホ) 退院・退所加算 (Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンフ アレンスによること	900 単位 (9, 189 円)
通院時情報連携加算	1月1回を限度として、利用者が病院または診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合	50 単位 (510 円)
ターミナル ケアマネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日 以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及 び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供し た場合算定	400 単位 (4, 084 円)
緊急時等 居宅カンファレン ス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と 共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要 に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位 (2,042 円)

小規模多機能型 居宅介護事業所連 携加算	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合	300 単位 (3, 063 円)
看護小規模多機能型 居宅介護事業所連 携加算	利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始 する際に当該利用者に係る必要な情報を看護小規模多機能 型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協 力した場合	300 単位 (3, 063 円)

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口及び担当者	管理者 津田 琴美
電話番号	076-220-7503
対応時間	月曜日~金曜日 午前9時~午後6時 (土・日・祝日及び12月30日~1月3日を除く)

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

> 1 Ph P 111 1 P P C P C 1		
金沢市福祉健康局介護保険課	住所	石川県金沢市広坂1丁目1番1号
並代刊悟性健康利力護体映味	電話番号	076 - 220 - 2264
石川県国民健康保険団体連合会	住所	石川県金沢市幸町12番1号
和川県国民健康体拠団体建立云 介護サービス苦情相談窓口		石川県幸町庁舎4階
月渡り一て八百旧作飲芯口	電話番号	$0\ 7\ 6 - 2\ 3\ 1 - 1\ 1\ 1\ 0$
	住所	石川県金沢市本多町3丁目1番10号
石川県福祉サービス運営適正化委員会		石川県社会福祉会館2階
	電話番号	$0\ 7\ 6-2\ 3\ 4-2\ 5\ 5\ 6$

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

① 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町(保険者)に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町(保 重要事項説明書 5 (福) Flower サンケア米丸店 険者) に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止 に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 秘密の保持

- ① 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。 この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を 適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・ 居宅サービス原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由を求められた時は、文書の交付に加え口頭での説明を懇切丁寧に行います。
- ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることな く同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況 は別紙のとおりである(別紙参照)。
- ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス 等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、 当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者 及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると

主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 津田 琴美

- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
- (6) 従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修 を定期的に行います。
- (7) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント (ご利用者・ご家族含む)体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り 組める環境の整備に努めます。
- (8) サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、 やかにこれを市町等に通報します。

11. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や災害が発生した場合には、事業継続が出来るよう対策を講じています。

- (1) 感染症予防及び感染発生時の対応
 - ① 感染症対策指針を整備します。
 - ② 感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
 - ③ 感染がまん延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得てテレビ電話装置等を活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。

(2) 非常災害対策

- ① 災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。
 - ・防災対応:消防計画に基づきやかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
 - ・防火設備:防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
 - ・防災訓練:消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者及び利用者・地域住民の参加が得られるよう連携し消火通報、避難誘導を年間計画で実施します。
- ・大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

重要事項追加資料

重要事項説明書9.利用者自身によるサービスの選択と同意4項については次の通りです。

- 1. 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - 集計期間 (令和7年3月1日~令和7年8月31日)
 - 利用割合

サービス種類	利用割合 (%)
訪問介護	63.9%
通所介護	17.9%
地域密着型通所介護	13.8%
福祉用具貸与	82.5%

2. 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

サービス種類	提供事業者名、割合(%)				
	① サンケア株式会社	76.7 %			
	サンケア押野				
」 」訪問介護	② サンケア杜の里 株式会社	16.4 %			
1 初间分 谚	サンケア戸板	<u> </u>			
	③ Medical Consulting Seal 株式会社	3.4 %			
	ウェルホーム+ ヘルパーステーション金沢				
	① 株式会社デー・アイ	23.5 %			
	そよ風				
	そよ風 押野店				
通所介護	② サンケア杜の里株式会社	23. 2. %			
	サンケア戸板	15 0 0/			
	③ 株式会社スパーテル	15.9 %			
	てまりフィットネス	10.0.0/			
	① 社会福祉法人 Flower	49.2 %			
	サンケア入江	06.0.0/			
地域密着型通所介護	② 株式会社愛里	26. 2 %			
	サンケア高尾台	0.0.0/			
	③ 株式会社想愛 サンケア畝田	9.2 %			
	① 株式会社 Lead	72.7 %			
	リード	14.1 70			
	② 株式会社ケア・サンエス金沢	10.9 %			
福祉用具貸与	ケア・サンエス金沢	10.9 /0			
	③ 株式会社ヤマシタ	6.9 %			
	株式会社ヤマシタ	70			

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。 この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

印

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 Flower

所 在 地 石川県白山市田中町 123 番地 10

代表者 理事長 高畠 樹

説明者 サンケア米丸店

管理者 津田 琴美

介護支援専門員

利用者氏名

ご利用者

 〒

 住 所

 L 名

 町

利用者が身体の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、 利用者に代わってその署名を代筆いたしました。

家族代表及び署名代筆者

		₹	_		
住	所				
氏	名				印
続	柄			_	
電話番	子号				